

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る

情報開示を求める陳情

討論要旨 榊原利宏議員

陳情趣旨文では、加盟国がWHOの勧告に従うことをあらかじめ予約し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせると言っていますが、そもそも我が国を含めたWHOの加盟国の全てが国際保健規則の法的拘束下にあり、パンデミック条約はこれを補完するものと言われています。また、国際保健規則には、加盟国は規則の一部、または全体に対する留保、または拒否を表明することができるかとされています。

国連憲章とWHO憲章に基づいて策定される国際協力の枠組みづくりの条約によって各国の主権が侵害されたり、統治権が奪われるようなことはあり得ないことです。事実、パンデミック条約の交渉用テキストにも各国政府の主権の尊重と内政不干涉が明記されています。

問題は、途上国には公平にワクチンが行き渡らないなどの不十分な状況があったことです。国際的なNGOであるセーブ・ザ・チルドレンは、パンデミック条約について、子供たちの健康への権利を実現するために積極的な政策提言を行っています。我が国がWHOのグローバルヘルス戦略に協力して世界的にパンデミックの危険を減少させることは、日本国民の健康を守ることにもつながります。

また、パンデミック条約案には、第18条、パンデミックに関するデマや誤情報の防止がありますが、陳情は、これをWHOや政府の公約見解とありますが、そのまま入れております。公約見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見・表現の自由が制限されてしまうことが想定されるとしています。しかし、デマについて、デマですと政府が言うのは当たり前です。言論は自由であり、反対なら反対と事実に基づいて言えばいいのではないのでしょうか。

陳情趣旨文には賛同し難いところが多く、本陳情には反対であると表明し、討論を終わります。